

国土交通省組織令の一部を改正する政令 参照条文

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（抄）	1
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）	4
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）	（抄）	4

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一（略）

二十二 国土交通省の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。以下同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

二十三 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関する事（水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関する事。

二十五 国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関する事。

二十六 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十条第一項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事。

二十七 地方公共団体その他国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）第二条に規定する公共的団体（以下「地方公共団体等」という。）からの委託に基づき、建築物の営繕に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

二十八 財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定の経理に関する事。

二十九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

2 官庁営繕部は、前項第二十六号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十五（略）

三十六 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関する事。

三十七 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

三十八 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関する事。

三十九 国土交通省の保有する個人情報情報の保護に関する事。

四十 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

四十一 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関する事。

四十二 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事。

2（略）

(地方課の所掌事務)

第二十八条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所(以下この条において「地方整備局等」という。)の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること(国土交通省設置法(以下「法」という。)第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四号第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、第五十七号、第五十八号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第六十一号から第三十三号まで並びに第二百二十八号(港湾に係るものに限る。))に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務並びに第九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四号第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第六十一号、第九十二号並びに第九十九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。))に掲げる事務に係るもの(次号において「港湾空港関係事務」という。))に関するものを除く。)

三・四 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

(情報政策課の所掌事務)

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第三十七号から第四十一号までに掲げるものに限る。))に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二〜五 (略)

(航空ネットワーク企画課の所掌事務)

第六十七条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること(交通管制部並びに航空事業課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。)

四〜六 (略)

(航空事業課の所掌事務)

第百六十八条 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

(環境・地域振興課の所掌事務)

第百七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

(設置)

第百九十一条 本省に、次の施設等機関を置く。

国土交通政策研究所

国土技術政策総合研究所

国土交通大学校

航空保安大学校

(国土交通政策研究所)

第百九十二条 国土交通政策研究所は、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する基礎的な調査及び研究を行うことをつかさどる。

2 国土交通政策研究所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(国土技術政策総合研究所)

第百九十三条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であつて国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するもの
の総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

二 前号の技術に関する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第百九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。)に掲げる事務に関する研修を行うこと。

2 国土技術政策総合研究所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第百九十四条から第百九十八条まで 削除

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4（略）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
 - 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
- （各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）
- 第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
 - 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績
- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。
 - 3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しな

なければならない。

4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うおうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中長期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時までに、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。